

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

◇ 告 示 土地改良事業の認可申請の適否の決定(二件)(農村整備課)

国土調査法による事業計画の決定(〃)

入会林野整備計画の認可(林務課)

保安林の指定予定(森林保全課)

保安林の指定の解除予定(二件)(〃)

生産事業者の登録(〃)

公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功の認可(漁港課)

県道の区域の変更(道路課)

県道の供用の開始(〃)

都市計画の変更予定(二件)(都市計画課)

開発行為に関する工事の完了(二件)(〃)

◇ 選 管 告 示

政治団体の設立の届出

政治団体からの届出事項に異動があった旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨

資金管理団体からの届出事項に異動があった旨の届出

資金管理団体の指定の取消しの届出

◇ 公 告

公募型指名競争入札の実施(農政課)

公募型指名競争入札の実施(管理課)

猟銃等の取扱いに関する講習会の開催(生活保安課)

## 告 示

鳥取県告示第四百六十九号

淀江町が行う土地改良事業(単県土地改良事業淀江地区農業用排水)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害の関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十号

淀江町が行う土地改良事業(農業経営基盤強化支援対策事業小波地区農道整備)の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示、次のとおり縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

平成八年七月八日から二十一日間

三 縦覧に供する場所

淀江町役場

四 異議の申出

利害の関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百七十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第六条の第三第二項の規定により、地籍調査に関する県の計画に基づく平成八年度における事業計画を次のとおり定めたので、同条第五項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

調査を行う者の名称	調 査 地 域	調 査 期 間	調査面積 <small>（平方メートル）</small>
鳥取市	鳥取市海蔵寺、桂木、生山、広岡及び船木の各一部	平成九年三月三十一日まで	〇・一九

倉吉市	倉吉市大立、立見及び上大立の各一部	〃	二・五九
福部村	岩美郡福部村大字岩戸、大字細川、大字箭浜及び大字八重原の各一部	〃	一・六八
郡家町	八頭郡郡家町大字西御門、大字久能寺、大字池田、大字万代寺、大字石田百井、大字土師百井、大字米岡及び大字国中の各一部	〃	一・五五
船岡町	八頭郡船岡町大字船岡、大字坂田、大字殿及び大字水口の各一部	〃	〇・八七
八東町	八頭郡八東町大字富枝、大字志谷、大字南、大字島、大字北山及び大字妻鹿野の各一部	〃	一・三二
智頭町	八頭郡智頭町大字波多、大口波多、大字宇波、大口宇波、大字新見、大字惣地及び大字中田の各一部	〃	八・一四
東郷町	東伯郡東郷町大字長江及び大字門田の各一部	〃	〇・八三
三朝町	東伯郡三朝町大字本泉、大字森、大字大瀬、大字横手及び大字福本の各一部	〃	二・九五
関金町	東伯郡関金町大字関金宿、大字郡家、大字山口及び大字安歩の各一部	〃	一・四二

北条町	東伯郡北条町江北及び土下の各一部	〃	二・九七
大栄町	東伯郡大栄町大字西園、大字東園及び大字由良宿の各一部	〃	二・九五
東伯町	東伯郡東伯町大字鈿、大字美好、大字下大江、大字三保、大字浦安、大字上伊勢、大字下伊勢、大字徳万、大字保、大字丸尾、大字逢東及び大字八橋の各一部	〃	四・一六
赤碕町	東伯郡赤碕町大字鮑津、大字湯坂、大字光及び大字梅田の各一部	〃	一・九一
西伯町	西伯郡西伯町大字清水川及び大字福成の各一部	〃	三・四八
会見町	西伯郡会見町諸木及び田住の各一部	〃	一・一四
岸本町	西伯郡岸本町丸山、須村及び大原の各一部	〃	二・二五
淀江町	西伯郡淀江町大字稲吉、大字高井谷、大字中西尾、大字富繁、大字西尾原、大字福井、大字福頼、大字西原、大字淀江及び大字今津の各一部	〃	二・九六
大山町	西伯郡大山町保田、安原、平田、上方、妻木、稲光及び末吉の各一部	〃	一・一〇
中山町	西伯郡中山町石井垣、赤坂、下甲及び住吉の各一部	〃	一・七九
溝口町	日野郡溝口町荘の一部	〃	〇・五〇

鳥取県告示第四百七十二号

赤碕町大字尾張一七三―三尾張地区入会林野整備組合代表者石賀昭一から申請のあった尾張地区入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、平成八年六月二十八日認可したので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百七十三号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 保安林子定森林の所在場所

鳥取市禰宜谷字大平三〇七、字瀧ノ谷三〇八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、千代川地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。  
 (「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百七十四号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所

日野郡日野町津地字大谷山九七八の二・字アイナゴ九八五の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百七十五号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 解除予定に係る保安林の所在場所  
 日野郡日野町津地字大谷山九七八の三・字山田林九八〇の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

林道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。)

**鳥取県告示第四百七十六号**

林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第三項の規定に基づき、生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	258
生産事業者の氏名	上原 和彦
生産事業者の住所	八頭郡河原町大字北村一九九
生産事業の内容	種穂の採取並びに幼苗及び幼苗以外の苗木の育成
事業所の名称	上原和彦苗畑
事業所の所在地	八頭郡河原町大字北村

鳥取県告示第四百七十七号

公有水面埋立法（大正十年法律第五十七号）第二十二條第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゅん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 しゅん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

酒津漁港管理者

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号

平成六年十月三十一日 鳥取県指令受漁港第六十一号

三 しゅん功認可の年月日

平成八年六月二十八日

四 埋立区域

(一) 位置

気高郡気高町大字酒津字村西ノ切七〇五―六三及び七〇五―六〇の地先公有水面

(二) 区域

次の1の地点から36の地点までを順次に直線で結んだ線及び36の地点と1の地点とを直線で結んだ線により囲まれた区域

- 1の地点 酒津港東三号防波堤灯台（北緯三五度三一分二〇秒、東経一三四度〇五分二七秒）から二五六度四一分四五秒、一五二・〇九メートルの地点

2の地点	1の地点から三二一度四七分二二秒、四・〇一メートルの地点
3の地点	2の地点から二五五度〇三分五三秒、一四〇・〇〇メートルの地点
4の地点	3の地点から一九三度二四分五〇秒、四八・四九メートルの地点
5の地点	4の地点から一二六度二三分三一秒、四・八九メートルの地点
6の地点	5の地点から一二九度五二分五三秒、二・六二メートルの地点
7の地点	6の地点から一一八度二二分四〇秒、三・六七メートルの地点
8の地点	7の地点から一四四度〇六分〇六秒、三・三六メートルの地点
9の地点	8の地点から一九四度二九分一九秒、三・四一メートルの地点
10の地点	9の地点から二四七度五三分三二秒、三・七五メートルの地点
11の地点	10の地点から三一八度三三分三〇秒、三・九九メートルの地点
12の地点	11の地点から二七八度一〇分三五秒、三・八六メートルの地点
13の地点	12の地点から二九〇度二六分〇四秒、二・八一メートルの地点
14の地点	13の地点から一九四度五九分五八秒、三・九五メートルの地点
15の地点	14の地点から一七二度〇〇分四三秒、〇・八六メートルの地点
16の地点	15の地点から一二二度〇二分四五秒、一・二〇メートルの地点
17の地点	16の地点から一九二度四二分一八秒、五・三二メートルの地点
18の地点	17の地点から一三九度〇五分一一秒、四・四八メートルの地点
19の地点	18の地点から一〇六度二五分四七秒、四・二七メートルの地点
20の地点	19の地点から一五度〇六分四〇秒、三・八〇メートルの地点
21の地点	20の地点から三八度三六分〇三秒、三・三四メートルの地点
22の地点	21の地点から七九度一三分二九秒、三・三〇メートルの地点
23の地点	22の地点から九〇度一六分五一秒、三・〇六メートルの地点
24の地点	23の地点から一五八度一八分四八秒、二・〇四メートルの地点
25の地点	24の地点から一八三度三九分〇七秒、八・〇七メートルの地点
26の地点	25の地点から一〇七度〇二分五三秒、三七・五三メートルの地点
27の地点	26の地点から二二度四九分四二秒、一・一八メートルの地点
28の地点	27の地点から三一一度五〇分二七秒、三・一〇メートルの地点

- 29の地点 28の地点から六三度〇六分四九秒、一・五一メートルの地点
- 30の地点 29の地点から七五度一四分三六秒、一・五四メートルの地点
- 31の地点 30の地点から九一度二八分三六秒、一・七一メートルの地点
- 32の地点 31の地点から一三八度三五分四四秒、一・五八メートルの地点
- 33の地点 32の地点から七六度五七分三六秒、一〇・九九メートルの地点
- 34の地点 33の地点から一〇三度二分二〇秒、二・〇八メートルの地点
- 35の地点 34の地点から四六度三九分二九秒、二五・九五メートルの地点
- 36の地点 35の地点から一二八度二七分四一秒、三・八三メートルの地点

(三) 面積

一〇、〇三八・九三平方メートル

五 関係図書の閲覧場所

気高町役場

鳥取県告示第四百七十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
岩美八東線	岩美郡岩美町大字岩常字 上三ツ江三五四地先から	変更前	四・七〇一九・〇	二二二〇七・〇

同町大字池谷字加伊志五 一四一―地先まで	変更後	一〇・五〇四七・〇	二二〇六〇・〇
-------------------------	-----	-----------	---------

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
院内馬場線	変更前	岩美郡岩美町大字院内字 前田二九〇―一地先から 同地先まで	八・〇〇八・五	一〇〇・〇
	変更後	岩美郡岩美町大字院内字 猪懸四三六一―三地先から 同大字字前田二九〇―一 地先まで	五・〇〇一三・五	二二九三・〇

鳥取県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成八年七月五日から二週間鳥取県土木部道路課（鳥取市東町二丁目二二〇）において一般の縦覧に供する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の期日
岩美八東線	岩美郡岩美町大字岩常字上三ツ江三五四地先から同 町大字池谷字加伊志五一四一―地先まで	平成八年七月五日

院内馬場線	岩美郡岩美町大字院内字猪懸四三六一三地区から同 大字字前田二九〇一―一地区先まで	平成八年七月五日
-------	---	----------

鳥取県告示第四百八十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年七月五日から同月十九日まで鳥取市役所（鳥取市尚徳町一六）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年七月十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

- 鳥取都市計画道路三・三・三号西品治田園線、三・三・四号停車場布勢線、三・四・二号末広古海線、三・四・四号上町松並線、三・四・八号宮下十六本松線、三・五・三号堀越覚寺線及び三・六・五号古海晩稲線

二 都市計画を変更する土地の区域

- 1 三・三・三号西品治田園線  
変更する部分

- 鳥取市西品治字土手外ノ一、字土手下ノ一、字土手下ノ二及び字猿尾間ノ二
- 2 三・三・四号停車場布勢線  
変更する部分

鳥取市古市字行徳廻土手ノ下及び幸町

- 3 三・四・二号末広古海線  
変更する部分

鳥取市行徳一丁目、行徳二丁目、古市字木戸ノ外、字行徳廻土手ノ下及び字下新田並びに古海字下村土居下及び字上鷹津

- 4 三・四・四号上町松並線  
変更する部分

鳥取市上町、中町、大榎町及び御弓町

- 5 三・四・八号宮下十六本松線  
変更する部分

鳥取市天神町、幸町、行徳一丁目、行徳二丁目、古市字外新田、字木戸ノ外、字御柵之内、字行徳廻土手ノ下、字南八ツ口、字田之向、字島田、字上寺屋敷及び

字塚之本、西品治字猿尾間ノ一、字猿尾間ノ二、字土手下ノ二、字土手下ノ三、字土手下ノ四、字土手外ノ一、字土手外ノ二、字土手外ノ三及び字土手外ノ四、田島字土手外ノ一、安長字埋立地及び字河原外並びに秋里

- 6 三・五・三号堀越覚寺線  
変更する部分

鳥取市安長字埋立地及び字河原外、秋里、田島字土手外ノ一、松並町一丁目並びに松並町二丁目

- 7 三・六・五号古海晩稲線  
変更する部分

鳥取市古海字上鷹津

鳥取県告示第四百八十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定に基づき、次の都市計画を変更しようとするので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により告示する。

当該都市計画の案は、平成八年七月五日から同月十九日まで東郷町役場（東伯郡東郷

町龍島五〇〇）及び羽合町役場（東伯郡羽合町久留一九一）において公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案については、平成八年七月十九日までに知事に意見書を提出することができる。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 都市計画の種類及び名称

都市計画公園九・七・一号東郷湖羽合臨海公園

二 都市計画を変更する土地の区域

変更する部分

東伯郡東郷町大字引地舞鶴及び字寺前

鳥取県告示第四百八十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十月十二日 鳥取県指令都計三一第一四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市東今在家

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市片原一丁目一一五

株式会社海南開発

代表取締役 森岡 大之郎

鳥取県告示第四百八十三号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 開発許可の年月日及び番号

平成七年十二月二十七日 鳥取県指令都計三一第二十五号

二 開発区域に含まれる地域の名称

岩美郡国府町大字麻生字用ヶ瀬田

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岩美郡国府町大字町屋三〇五一

国府町長 木村 肇

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第三十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づき、次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦



政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	三橋英雄	竹内哲正	鳥取市川端五丁目二二一	平成八年六月七日	その他の政治団体

鳥取県選挙管理委員会告示第三十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
社会民主党 鳥取支部	代表者の氏名	藤原繁義	山脇敏正	平成八年五月十七日	政党の支部
〃	会計責任者の氏名	谷口俊男	奥山善雄	〃	〃
自由民主党米子市五千石支部	主たる事務所の所在地	米子市諏訪二四二一	米子市福市七〇一	平成八年五月二十七日	〃
〃	代表者の氏名	生田隆志	内藤良	〃	〃

自由民主党 米子市就将支部	主たる事務所の所在地	米子市明治町二五四	米子市祇園町二丁目二三一	平成八年五月二十七日	政党の支部
〃	代表者の氏名	山形周弘	田丸喜久治	〃	〃
自由民主党 米子市福生支部	主たる事務所の所在地	米子市皆生温泉四丁目二二一四一	米子市上福原一八二九一四	〃	〃
自由民主党鳥取県IIC支部	〃	鳥取市湖山東一丁目三一六	鳥取市賀露町九〇一	〃	〃
〃	代表者の氏名	橋尾義宜	橋尾重美	〃	〃
〃	会計責任者の氏名	中嶋治人	橋尾義宣	〃	〃
〃	会計責任者の職務代行者の氏名	橋尾義宜	中嶋治人	〃	〃
自由民主党 鳥取県港湾支部	〃	巢野幸男	木崎朋弘	平成八年五月二十八日	〃
自由民主党 鳥取県自動車整備支部	代表者の氏名	山根幸男	吹野末吉	平成八年六月十日	〃
山脇敏正後援会	代表者の氏名	山田篤	仲市實	平成八年五月二十二日	その他の政治団体

山脇敏正後援会	会計責任者の氏名	井上幸喜	岩城正美	平成八年五月二十二日	その他の政治団体
〃	会計責任者の職務代行者の氏名	沢田 潔	山懸重雄	〃	〃
林展正後援会	〃	松本重則	山本高德	平成八年六月七日	〃
鳥取県自動車整備政治連盟	代表者の氏名	山根幸男	吹野末吉	平成八年六月十日	〃
日本共産党鳥取県後援会	〃	石尾 実	鈴木 鋭	平成八年六月二十日	〃
〃	会計責任者の氏名	村口徳康	石尾 実	〃	〃

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十五号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	備考
全日本不動産政治連盟鳥取県支部	三橋英雄	竹内哲正	鳥取市川端五丁目二二一	平成八年六月六日	その他の政治団体
港 英 会	門永朝重	森脇牧夫	境港市昭和町二二一四一	平成八年六月十日	〃
藤尾信之後援会	越河繁明	藤井正三	米子市紺屋町四四	平成八年六月十二日	〃
足立寿一後援会	足立桂子	足立紀子	境港市巾野町五三二二一	平成八年六月十九日	〃
澤清士後援会	米村 優	澤 浩彰	岩美郡岩美町大字大谷五九四一一	〃	〃
中村和夫後援会	渡部 晋	福田博幸	米子市旗ヶ崎一丁目八一二七	平成八年六月二十日	〃

**鳥取県選挙管理委員会告示第三十六号**

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、政治団体の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定により、その要旨を次のとおり公表する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

<p>◎その他の政治団体                  期間 平成6年1月1日～同年12月31日                  政治団体の名称 藤尾信之後援会                  報告年月日 平成8年6月5日                  (平成8年4月30日解散)</p>	<p>寄附・交付金 40,000円                  合 計 40,000円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 40,000円)</p>	<p>政治団体の名称 全日本不動産政治連盟                  鳥取県支部                  報告年月日 平成8年6月6日                  (平成8年5月31日解散)</p>	<p>イ 本年収入額 200,000円                  (2) 支出総額 204,000円                  2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  寄附 (政党匿名寄附を除く)                  (内訳別掲)                  個人からの寄附 200,000円                  合 計 200,000円                  [寄附の内訳]                  個人からの寄附                  (寄附者の氏名) (金額) (住所)                  藤尾信之 200,000円 米子市                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  機関紙誌の発行                  その他の事業費 183,237円                  宣伝事業費 183,237円                  その他の経費 20,763円                  小 計 204,000円                  合 計 204,000円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>
<p>収入・支出の総額                  1 収入総額 19,000円                  (1) 前年繰越額 19,000円                  (2) 本年収入額 0円                  2 支出総額 0円</p>	<p>期間 平成7年1月1日～同年12月31日                  政治団体の名称 港英会                  報告年月日 平成8年3月28日                  (平成8年5月31日解散)</p>	<p>1 収入・支出の総額                  (1) 収入総額 631,736円                  ア 前年繰越額 530,576円                  イ 本年収入額 101,160円                  (2) 支出総額 142,655円</p>	<p>2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  個人からの寄附                  (寄附者の氏名) (金額) (住所)                  藤尾信之 200,000円 米子市                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  機関紙誌の発行                  その他の事業費 183,237円                  宣伝事業費 183,237円                  その他の経費 20,763円                  小 計 204,000円                  合 計 204,000円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>
<p>政治団体の名称 全日本不動産政治連盟                  鳥取県支部                  報告年月日 平成8年6月6日                  (平成8年5月31日解散)</p>	<p>2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  個人の負担する党費又は会費                  ( 2人) 100,000円                  その他の収入                  10万円未満の収入 1,160円                  合 計 101,160円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  組織活動費 142,655円                  合 計 142,655円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>	<p>1 収入・支出の総額                  (1) 収入総額 589,261円                  ア 前年繰越額 244,261円                  イ 本年収入額 345,000円                  (2) 支出総額 282,000円</p>	<p>イ 本年収入額 200,000円                  (2) 支出総額 204,000円                  2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  寄附 (政党匿名寄附を除く)                  (内訳別掲)                  個人からの寄附 200,000円                  合 計 200,000円                  [寄附の内訳]                  個人からの寄附                  (寄附者の氏名) (金額) (住所)                  藤尾信之 200,000円 米子市                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  機関紙誌の発行                  その他の事業費 183,237円                  宣伝事業費 183,237円                  その他の経費 20,763円                  小 計 204,000円                  合 計 204,000円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>
<p>1 収入・支出の総額                  (1) 収入総額 284,261円                  ア 前年繰越額 188,261円                  イ 本年収入額 96,000円                  (2) 支出総額 40,000円</p>	<p>合 計 96,000円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費</p>	<p>2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  個人の負担する党費又は会費                  ( 2人) 100,000円                  その他の収入                  10万円未満の収入 1,160円                  合 計 101,160円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  組織活動費 142,655円                  合 計 142,655円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>	<p>イ 本年収入額 200,000円                  (2) 支出総額 204,000円                  2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  寄附 (政党匿名寄附を除く)                  (内訳別掲)                  個人からの寄附 200,000円                  合 計 200,000円                  [寄附の内訳]                  個人からの寄附                  (寄附者の氏名) (金額) (住所)                  藤尾信之 200,000円 米子市                  (2) 支出の内訳                  政治活動費                  機関紙誌の発行                  その他の事業費 183,237円                  宣伝事業費 183,237円                  その他の経費 20,763円                  小 計 204,000円                  合 計 204,000円                  (うち本部又は支部に対して供与した                  交付金に係る支出 0円)</p>
<p>2 収入・支出の内訳                  (1) 収入の内訳                  個人の負担する党費又は会費                  ( 28人) 96,000円                  合 計 96,000円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費</p>	<p>合 計 96,000円                  (2) 支出の内訳                  政治活動費</p>	<p>政治団体の名称 藤尾信之後援会                  報告年月日 平成8年6月12日                  (平成8年4月30日解散)</p>	<p>政治団体の名称 澤清士後援会                  報告年月日 平成8年6月19日                  (平成8年6月19日解散)</p>



資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日
川上義博後援会	主たる事務所の所在地	東伯郡東伯町大字八橋三七八	東伯郡東伯町大字八橋二一一	平成八年三月二十二日
親 邑 会	会計責任者の氏名	岡本忠夫	金地獅美	平成八年三月二十九日
米井悟資金管理団 体	主たる事務所の所在地	八頭郡智頭町大字三田二三七―二	八頭郡智頭町大字智頭四四〇	平成八年四月九日

鳥取県選挙管理委員会告示第三十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次とおり資金管理団体の指定を取消す旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により告示する。

平成八年七月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 野 口 欣 悦

資金管理団体の指定の取消しの届出をした者の氏名	公職の種類	指定を取消した団体			届出年月日
		名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	
川上義博	鳥取県議会議員	川上義博後援会	東伯郡東伯町大字八橋三七八	川上義博	平成八年六月十九日

公 出

ふるさと林道安蔵線開設工事について、公募型指名競争入れを行うので、入札参加希望者は技術資料を提出されたく公告します。

平成8年7月5日

鳥取県知事 西 尾 忠 次

1 工事の概要

(1) 工 事 名 ふるさと林道安蔵線開設工事

(2) 工事場所 鳥取市河内

(3) 工事内容

ア 本工事は、幅員7.0メートルの2車線林道を新設する工事で、法面保護工事及び舗装工事を除く土木工事である。

イ 工事箇所の周辺は保安林であり土砂を逸散させないように注意して施工する必要がある。

ウ 工事箇所の一部に山腹崩壊地があり、施工方法等十分打ち合わせを行い施工計画書を作成する必要がある。

(4) 工事概要

幅員7.0m 延長760m  
 切 土 40,500m<sup>3</sup>  
 床 堀 3,400m<sup>3</sup>  
 盛 土 43,500m<sup>3</sup>  
 排水施設 700m  
 よう壁（補強上壁） A=1,050m<sup>2</sup> L=320m  
 防護施設（ガードレール） 580m

<p>(5) 工期 平成8年8月から平成9年3月まで</p> <p>2 技術資料の提出を求める対象者 技術資料の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。</p> <p>(2) 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、一般土木工事A級の資格があると認定を受けた者であること。</p> <p>(3) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（土木工事業）の許可を受けていること。</p> <p>(4) 平成8年7月5日（金）から同年8月7日（水）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名の停止措置を受けていないこと。</p> <p>(5) 平成3年度以降5年間に、道路工事で幅員5.0メートル以上、かつ、切土量10,000m<sup>3</sup>以上の工事と補強土壁の工事を元請けとして施工した実績があること。ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施した者に限る。</p> <p>(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を当該工事に専任で配置できること。</p> <p>ア 主任技術者にあつては、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の3第2項に規定する一級又は二級土木施行管理技士の資格を有する者</p> <p>イ 管理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する指定建設業管理技術者資格者証の交付を受けている者</p> <p>(7) 鳥取県内に建設業法第3条第1項に規定する本店を有すること。</p> <p>3 技術資料の作成及び提出 技術資料は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p>	<p>ア 交付期間 平成8年7月5日（金）から同月17日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>(2) 技術資料の提出 ア 提出期間 平成8年7月5日（金）から同月17日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県農林水産部農政課総務係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料は、持参の上提出しなければならない。</p> <p>(3) 技術資料の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、上位12位までの者を指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県農林水産部農政課総務係（電話番号0857-26-7331）に対して行うこと。</p> <p>(2) 技術資料の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料の提出があつても指名されるときは限らない。</p> <p>(3) 技術資料その他提出された書類は、返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は、行わない。</p> <p>(5) 提出された資料は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p> <p>主要地方道溝口柏太線橋りょう整備工事（霧開橋上部工）について、公募型指名競争入札を行うので、入札参加希望者は技術資料及び入札参加資格確認書類を提出されたく公告します。</p>
--	--

平成8年7月5日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

1 工事の概要

- (1) 工事名 主要地方道溝口伯太線橋りょう整備工事（霧開橋上部工）
- (2) 工事場所 日野郡溝口町字代
- (3) 工事内容

本工事は、平成10年に開園予定の県立フラワーパークへのアクセス道路整備として、区間内に架かる橋梁上部工L=160.0m、W=13.75mを製作・架設する工事である。なお、橋脚の地上部の高さは26.5mから29.5mである。

(4) 工事概要

橋梁上部工製作・架設 L=160.0m

設計荷重：B活荷重

上部工型式：3径間連続非合成鋼桁橋

橋 長：L=160.0m

支 間 長：49.4m+60.0m+49.4m

幅 員：全体 W=13.75m

(内訳 車道=3.00m×3、歩道=3.00m)

平面線形：直線からR=160m（終点側）

架設工法：トラスクレーン工法（ベント工法）

橋 面 工：鉄筋コンクリート床版 一式

舗装工 一式

塗装工 一式

高欄工 一式

- (5) 工期 平成8年10月から平成10年3月20日まで

2 技術資料及び入札参加資格確認書類の提出を求める対象者

技術資料及び入札参加資格確認書類（以下「技術資料等」という。）の提出の対象となる者は、次に掲げる事項をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 本工事は特定建設工事共同企業体による共同施工とする。

イ 共同企業体の結成は、(2)で定める構成員の資格を満たす者の2者による自主結成とする。

ウ 構成員の出資比率は、10分の3以上であること。

エ 共同企業体の代表者は、その出資比率が異なる場合は出資比率の大きい者とし、出資比率が同じ場合はどちらでもよいものとする。

(2) 共同企業体の構成員に関する要件

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者又は同条第2項各号に掲げる者のいずれにも該当しないこと。

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第6項に規定する特定建設業（鋼構造物工事）の許可を受けていること。

ウ 知事が定める平成8年度建設工事指名競争入札参加資格のうち、鋼構造物工事に係るものを有すること。

エ 平成8年7月5日（金）から同年8月20日（火）までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札参加資格者指名停止措置要綱に基づき指名停止措置を受けていないこと。

オ 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査（審査基準日が平成6年10月1日から平成7年9月30日までの間にあるものに限る。以下同じ。）における鋼構造物工事の総合評点が1,300点以上であること。

ただし、共同企業体の代表者については、経営事項審査における鋼構造物工事の総合評点が1,500点以上であること。

カ 道路橋における連続鋼桁橋上部工の桁製作から架設工事までの一連の工事に（以下「同種工事」という。）を平成3年度以降に元請けとして完成させた施工実績があること。

<p>ただし、共同企業体の構成員として施工した実績については、すべての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率で実施したものに限る。</p> <p>キ 当該工事の現地での架設期間については、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で配置できること。</p> <p>(フ) 主任技術者にあつては、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第27条の3第2項に規定する一級土木施工管理技士の資格を有する者であること。</p> <p>(イ) 監理技術者にあつては、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者証の交付を受けている者であること。</p> <p>(ウ) 昭和61年度以降において、元請けとして同種工事を完成させた鋼橋上部工事の架設工事の現場経験を有する者であること。</p> <p>3 技術資料等の作成及び提出</p> <p>技術資料等は、技術資料作成要領に基づき作成されたものを提出することとし、その交付は、次により希望者に直接配布するものとする。</p> <p>(1) 技術資料作成要領の交付</p> <p>ア 交付期間 平成8年7月5日(金)から同月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 交付場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>(2) 技術資料等の提出</p> <p>ア 提出期間 平成8年7月5日(金)から同月19日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで</p> <p>イ 提出場所 鳥取市東町一丁目220 鳥取県土木部管理課建設業係</p> <p>ウ 提出方法 技術資料等は、持参の上提出しなければならない。</p>	<p>(3) 技術資料等の審査 提出された技術資料等を基に、審査し、指名するものとする。</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 関連情報入手するための照会窓口は、鳥取県土木部管理課建設業係(電話番号0857-26-7347)である。</p> <p>(2) 技術資料等の提出は、入札参加の意向を確認するものであつて、技術資料等の提出があつても指名されとは限らない。</p> <p>(3) 技術資料等その他提出された書類は返却しない。</p> <p>(4) 工事内容に関する説明会は行わない。</p> <p>(5) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で入札事務以外の用途には使用しない。</p>
<p>銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号。以下「法」という。)第5条の3第1項の規定により猟銃及び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。</p> <p>平成8年7月5日</p> <p>鳥取県公安委員会委員長 上 田 務</p> <p>1 講習の種別及び受講対象者 経験者講習 鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。</p> <p>(1) 法第7条の3第1項の規定による許可の更新を受けようとする者</p> <p>(2) 許可を受けようとする者で、法第5条の2第3項第2号に規定するもの</p> <p>2 開催の日時及び場所</p>	



種別 区分	日 時	場 所	受 講 対 象 者
経 験 者 講 習	平成8年8月1日 午後1時30分から 午後4時30分まで	米子市東福原1丁目6-21 米子遊技業防犯組合会議室	倉吉、八橋、米子、境港、 溝口及び黒坂の各警察署の 管内に居住するもの
	平成8年8月27日 午後1時30分から 午後4時30分まで	鳥取市東町1丁目220 鳥取県庁議会棟2階 第二執行部控室	岩美、鳥取、郡家、智頭、 浜村及び倉吉の各警察署の 管内に居住するもの

3 講習時間及び講習科目

(1) 講習時間 3時間

(2) 講習科目

ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令

イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

4 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の3日前までに住所地在管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

5 講習受講手数料及びその納付方法

(1) 講習受講手数料 2,400円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣関係手数料納付書にはり付けて納付すること。この場合、消印しないこと。

6 携行品

筆記用具及び印鑑